【自治会規約例】

**○ ○ 自 治 会 規 約**

第１章　総則

　（目的）

第１条　この会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等を行い、住みよい地域づくりを推進することを目的とする。

　（名称）

第２条　本会は、○○自治会と称する。

　（区域）

第３条　［住居表示表記の場合］

　　　　高松市○○町○丁目全域及び○○町×丁目×番×号から、

　　　　○○町○丁目○番○号までの区域

　　　　［地番表記の場合］

　　　　高松市○○町××番地から××番地までの区域

　　　　［河川や道路での表記の場合］

　　　　○○道路と○○川及び○○道路で囲む区域

　（事務所）

第４条　本会の事務所は、○○市○○町○番○号に置く。

　（事業）

第５条　この会は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　(１) 会員相互の事務連絡に関すること

　(２) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること

　(３) 会員相互の親睦、 研修及び文化教養の向上に関すること

　(４) 会員の福祉厚生に関すること

　(５) 集会施設の管理運営に関すること

　(６) ○○の維持に関すること

　(７) その他目的を達成するために必要なこと

　第２章　会員の資格

　（会員）

第６条　この会の会員の資格は、次のとおり定める。

　(１) 正会員　　第３条に定める区域に住所を有する個人で、この会の目的に賛同するもの

　(２) 賛助会員　第３条に定める区域に住所を有する法人で、この会の目的に賛同する

もの

　（会費）

第７条　会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

　（入会）

第８条　会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。

２　この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒むことができない。

　（退会）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当するとき退会したものとする。

１　本人の申し出があったとき

２　住所を区域外に移したとき

３　死亡したとき

　（拠出金品の不返還）

第10条　退会した会員が既に納付した会費その他拠出金品は、返還しない。

　第３章　役員

　（役員）

第11条　この会に、次の役員を置く。

　(１) 会長　　　１名

　(２) 副会長　　○名

　(３) 書記 　１名

　(４) 会計　　　○名

　(５) 監事　　　○名

　（役員の選任）

第12条　役員は、総会において正会員の中から選任する。

２　監事は、他の役員と兼ねることができない。

　（役員の職務）

第13条　会長は、この会を代表し、統括する。

２　副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

３　書記は、会務を記録し、会の内外の連絡広報などを行う。

４　会計は、この会の会計事務を処理する。

５　監事は、この会の業務及び会計を監査する。

　（役員の任期）

第14条　この会の役員の任期は、○年とし、再任を妨げない。

２　役員に欠員が生じたときは、第12条により補充することができる。この場合において補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまで引き続き、その職務を行う。

　第４章　会議

　（会議の種類）

第15条　この会の会議は、総会及び役員会とする。

２　総会は、通常総会と臨時総会とする。

　（会議の構成）

第16条　総会は、正会員をもって構成する。

２　役員会は、会長、副会長、書記及び会計をもって構成する。

　（議決事項）

第17条　総会は、 次の事項を議決する。

　(１) 事業計画及び収支予算に関すること

　(２) 事業報告及び収支決算に関すること

　(３) 規約の制定改廃に関すること

　(４) 役員の選任及び解任に関すること

　(５) その他この会の運営に係る重要事項に関すること

２　役員会は、次の事項を議決する。

　(１) 総会の議決した事項の執行に関すること

　(２) 総会に付議すべき事項に関すること

　(３) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

３　第１項に定める事項につき、急務を要するものについては、役員会で議決のうえ執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

　（通常総会）

第18条　通常総会は、 毎年１回開催する。

　（臨時総会）

第19条　臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は正会員の５分の１以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

　（役員会）

第20条　役員会は、 会長が必要と認めたとき、 又は役員の２分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

　（招集）

第21条　総会及び役員会は会長が招集する。

２　会長は、第19条の規定による請求があったときは、 その日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

４　総会を招集する場合は、正会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会日の５日前に通知しなければならない。

　（議長）

第22条　総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

２　役員会の議長は、会長がこれにあたる。

　（定足数）

第23条　会議は、総会においては正会員の２分の１、役員会においては役員数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

　（議決）

第24条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決す

る。

２　役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。

３　可否同数のときは、議長がこれを決する。

　（表決権）

第25条 正会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

２　次に定める事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、正会員の表決権は、正会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

法改正により、総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるようになりました。

具体的には、電子メール等による送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法による表決等が考えられます。

　(１)　規約の変更に関する事項

　(２)　財産の処分に関する事項

　(３)　解散の議決

(４)　その他規約に定めることとなる事項

　（書面議決）

第26条　やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において第２３条及び第２４条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

　（議事録）

第27条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　(１) 日時及び場所

　(２) 正会員の現在数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者を含む）

　(３) 開催目的、審議事項及び議決事項

　(４) 議事の経過の概要及びその結果

　(５) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名

　押印しなければならない。

　第５章　資産及び会計

　（資産の構成）

第28条　この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

　(１) 会費

　(２) 寄付金品

　(３) 事業に伴う収入

　(４) 資産から生ずる収入

　(５) その他収入

　(６) 別表に掲げる資産

　（資産の管理）

第29条　資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

　（資産の処分）

第30条　本会の資産で第28条第６号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において４分の３以上の議決を要する。

　（経費の支弁）

第31条　この会の経費は、資産をもって支弁する。

　（事業計画及び収支予算）

第32条　この会の事業計画及び収支予算は総会の議決により定める。

　（事業報告及び収支決算）

第33条　この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後○か月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

　（剰余金の分配の禁止）

第34条　この会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配（剰余金の分配と認められる資

産の処分を含む。次の２において同じ。）を行わないものとする。

２　会員その他の者に剰余金を分配する総会の決議は、理由のいかんを問わず無効とする。

　（事業年度）

第35条　この会の事業年度は毎年◯月◯日に始まり翌年△月△日に終わる。

　第６章　規約の変更及び解散

　（規約の変更）

第36条　この規約は、総会において正会員の４分の３以上の同意を要しかつ、市長の認可を得なければ変更することができない。

　（解散及び残余財産の処分）

第37条　この会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、正会員の４分の３以上の同意を得なければならない。

２　解散のときに有する残余財産は、総会において正会員の４分の３以上の議決を経て、この会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

　第７章　雑則

　（雑則）

第38条　この会の事務所には次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

　(１) 規約

　(２) 認可に関する書類

　(３) 役員に関する書類

　(４) 会議議事録

　(５) 会員名簿

　(６) 資産台帳

　(７) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

　(８) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書

　(９) 事業計画書及び収支予算書

　(10)その他必要な書類及び帳簿

　（細則）

第39条　この規約を実施するにあたって必要がある場合には細則を定めることができる。

附　則

　（施行期日）

１　この規約は、（元号）○年○月○日から施行する。

　（旧規約の廃止）

２　○○規約（（注）旧規約の名称を記載）は、廃止する。

　（経過措置）

３　この規約の施行期日における役員は、この規約の定めにかかわらず、その任期は、

　（元号）○年○月○日までとする。

４　この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に

　定める。